○東北地方整備局告示第九十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年四月二十三日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	岩崎　英樹
変更後	江崎　賢一、七崎真大朗

(2)　変更年月日

平成二十四年二月十四日

○東北地方整備局告示第百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月二十三日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　秋田県

二　都市計画事業の種類及び名称　鹿角都市計画道路事業三・四・九号久保田古館線

三　事業施行期間　自平成二十四年四月二十三日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　秋田県鹿角市花輪字下花輪地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十三日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市田尻二丁目一五五番一から同市田尻二丁目五四七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第百八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十三日

関東地方整備局長　下保　修

別表の指定番号四の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　相模原本店　神奈川県相模原市南区相模大野七丁目八番十号
　川崎支店　神奈川県川崎市中原区新丸子町九百十五番地
　横浜支店　神奈川県横浜市中区尾上町四丁目五十七番地
ハロ　ニ　小田原営業所　神奈川県小田原市荻窪三百六十二番地」

を

「イ　相模原本店　神奈川県相模原市南区相模大野七丁目八番十号
　川崎支店　神奈川県川崎市中原区新丸子町九百十五番地
　横浜支店　神奈川県横浜市中区尾上町四丁目五十七番地
ハロ」

に改める。

○関東地方整備局告示第百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十三日

関東地方整備局長　下保　修

別表の指定番号十の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　本店　茨城県つくば市花畑三丁目二十七番地六
　ロ　小山支店　栃木県小山市八幡町二丁目九番二十八号」

を

「茨城県つくば市花畑三丁目二十七番地六」に改める。

○関東地方整備局告示第百八十八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十三日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録建築物調査機関の名称

多摩確認検査株式会社

二　住所

東京都西東京市東伏見一丁目17番25号

三　代表者氏名

代表取締役　折舘　弘一

四　登録年月日

平成二十四年四月一日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

多摩確認検査株式会社　東京都西東京市東伏見一丁目17番25号

○関東地方整備局告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月二十三日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　峡東都市計画道路事業三・四・八号山梨市駅南線及び三・四・五号根津橋通り線

三　事業施行期間　自平成二十四年四月二十三日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山梨県山梨市上神内川字棗塚及び字古宮並びに下神内川字神明前、字竹井田及び字梅ノ木地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十三日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
十七号	上尾市大字小敷谷字儘上七三二番三地先から同市大字小敷谷字天久保五九七番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月二十三日